

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年5月2日（火）午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （14人）

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	11番	永渕久留美
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議案第 155号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第 156号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第 157号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第 158号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第 159号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

（農地中間管理機構の貸借）

議案第 160号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の
規定により定める農用地利用配分計画（案）について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸

農地係長 中川 博文

主 査 西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から平成29年度第36回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それではさっそく審議に入りたいと思います。それでは議事録署名者ですが7番の辻委員と8番の木下委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>本日の提出議案は155号が1件、156号が3件、157号が1件、158号が4件159号が1件、160号が1件となっております。</p> <p>それでは議案第155号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>それでは1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番事務局説明)</p> <p>平成5年1月より、その他の使用貸借権設定をしていたが、高齢により耕作が難しくなった為合意解約となっております。</p>
議長	<p>永石委員調査・報告をお願いします・</p>
永石委員	<p>借り人と話をしましたが、高齢で作業を続けるのに難しい土地であるということでした。ただ、一部の土地については、引き続きお手伝いして良いとの事でした。</p>
議長	<p>私からも報告します。この方については貸人が亡くなっており、借り人も高齢であることから今回の合意に至ったとの事でした。</p>
議長	<p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p> <p><異議なし></p>

議長	それでは1番異議なしと認めます。
議長	<p>それでは議案第156号。農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	小川委員調査報告をお願いします。
小川委員	譲渡人が農業を廃止するとの事で、土地の売り先を探していき、今回決まったので申請を出すとの事でした。ただ、売買価格についてはかなりの開きがあったので、間に2人入って決まったとの事でした。
議長	私の方からも、譲渡人がもう農業が出来ないという事でこういう風になったとの事でした。
議長	<p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p> <p><異議なし></p>
議長	<p>それでは1番異議なしと認めます。</p> <p>2番、事務局説明をお願いします。</p>
事務局説明	<p>(2番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
事務局	
議長	小川委員調査報告をお願いします。

小川委員	譲受人が柿を作る際に園内道路を通したいと考えていたところ、今回の土地をあげるというお話で、それではいけないという事で、今回の売買の話になったという事です。
議長	今、言われるとおりですが、前職の時に別の野菜を作ろうと思っていたが、それが断念したという事で、その土地に柿を植えようと思った際にこのような話になり、今回の土地の管理も兼ねてお願いしたという事でした。
議長	それでは2番につきまして、ご異議ご意見はございませんか。 <異議なし>
議長	2番異議なしと認めます。 続いて3番について、事務局説明をお願いします。
事務局	(3番事務局説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	鬼石委員調査報告をお願いします。
鬼石委員	地図で見てもらうとわかりますが、譲受人の家の隣に当たる土地で、元々みかんを栽培されてましたが、高齢で作業も難しいという事で、話を聞いたところ、譲ってもらいたいという話を受けてこちらありがたい話と思い受けましたとの事でした。
議長	川崎委員、お願いします。
川崎委員	譲受人は若手の農家で、玉ねぎ栽培に力を入れています。今後も土地の活用をしていくと思われます。後の説明は鬼石委員と同じです。よろしくをお願いします
議長	それでは3番につきまして、ご異議ご意見はございませんか。

議長	<p><異議なし></p> <p>3 番異議なしと認めます。</p> <p>それでは議案第 1 5 7 号。農地法第 5 条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>1 番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>これにつきまして、以前家の分の許可が出てますが、融資関係で登記上道がなく、接続していない場合融資が出来ないという事で、道を分筆して新たに進入路として変更という事でよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは 1 番につきまして、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、意見書を付けて県に送付したいと思います。</p> <p>それでは議案 1 5 8 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、審議並びに意見を求めます。</p> <p>1 番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
議長	<p>中尾委員調査報告をお願いします。</p>
中尾委員 事務局	<p>事務局の説明のとおりですが、圃場整備されたところですが、所有者で耕作されている方は少なくなっています。今回の件も地元の方が引き続き借りられるとの事で、問題はないと思います。</p>

議長	小道委員調査報告をお願いします。
小道委員	中尾委員の報告のとおりです。本人は別に仕事をされているので、お願いしたいとの事です。
議長	1番についてご意見はございませんか。 (異議なし)
議長	議案通り決定します。
小川委員	それでは2番、3番、4番について、関連性がありますので、一括して審議してよろしいでしょうか。
議長	<異議なしの声>
議長	それでは、2番、3番、4番まとめて事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) 「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」
議長	永石委員調査報告をお願いします。
永石委員 議長	2番と3番の借手は親子です、親が米、子が玉ねぎを栽培されるという事です。4番は個人で米とたまねぎを栽培と。 貸し手は同一ですが、元々親が所有して耕作していましたが、お亡くなりになられ、相続人が耕作をしないとの事で、今回の3人の方に耕作をお願いしたとの事です。
議長	私の方からも説明します。今まで名義が変わってなかったとの事で、2番は変わりませんが、今回正式に借りるとの事です。4番については、皆さんご存知の方で、作ってくださいとの事で、受けましたとの事でした。 それでは2番について、ご意見はございませんか。 (異議なし)
議長	議案通り決定します。

議長	<p>3 番についてご意見はございませんか。 (異議なし) 議案通り決定します。</p>
議長	<p>それでは4 番について、ご意見ご異議ございませんか。 (異議なし) 議案通り決定します。</p>
事務局	<p>それでは議案1 5 9 号、農業経営基盤強化促進法第1 8 条第1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、審議並びに意見を求めます。 1 番事務局説明をお願いします。</p>
議長	<p>(事務局説明) 本案件は、江岡地区の農地を守る会の中間管理機構の使用貸借をした配分計画に編入するもので、期間を合わせるために8 年6 ヶ月と設定しています。</p>
議長	<p>永石委員、調査報告をお願いします。</p>
永石委員	<p>年取って出来ないとの事で預けるとの事でした。</p>
議長	<p>石島委員、調査報告をお願いします。</p>
石島委員	<p>永石委員の報告のとおりです。</p>
議長	<p>1 番についてご意見はございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>議案通り決定します。 それでは議案1 6 0 号、農業経営基盤強化促進法第1 8 条第1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、審議並びに意見を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局説明) 「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第1 8 条第3 項の各要件を満たしてい</p>

	ると考えます。」
議長	永石委員、調査報告をお願いします。
永石委員	借手と話をしましたが、よろしくをお願いしますとの事でした。
議長	石島委員、調査報告をお願いします。
石島委員	借手と貸し手は親戚関係との事で、借り手が新たに農地を守る会に入るとの事でした。よろしくをお願いします。
議長	1 番についてご意見はございませんか。 (異議なし)
議長	議案通り決定します。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)
議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第36回総会を閉会いたします。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成29年 5月 2日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 辻 松 朗

議事録署名者 木 下 敏 恵